

令和 年 月 日

同意書

兵庫県南あわじ市

市長 守本 憲弘 様

住所

排出事業者 電話番号

氏名

印

法人にあつては主たる
事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名

南あわじ市産業廃棄物最終処分場への建設残土の搬入を行うにあたり次のとおり同意します。

- 1 条例改正に伴い建設残土の搬入にあたっては、搬入制限の制限量に達する際は搬入停止の指示に従います。
- 2 法令及び南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例を遵守し、受入基準に際し適正な搬入に努めます。

南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例抜粋

※(搬入廃棄物の受入基準)

第6条3項 処分場に埋立処分することができる廃棄物(土砂に限る。)の受入量は、1年度当たり5,000トンまでとする。

裏面あり

産業廃棄物搬入に関する重要なお知らせ

～ナガエツルノゲイトウ発生地域の土砂受け入れ不可について～

平素より環境保全活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。

ナガエツルノゲイトウについては、生態系に重大な影響を及ぼすことから「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、拡散防止措置を講じております。

このため南あわじ市産業廃棄物最終処分場への土砂搬入に際し、以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

【ナガエツルノゲイトウ発生地域周辺の土砂について】

南あわじ市産業廃棄物最終処分場では、ナガエツルノゲイトウが確認された地域流域で発生した土砂の受け入れは一切できません。

また、ナガエツルノゲイトウの未確認地域で発生した土砂につきましても、搬入前に必ずナガエツルノゲイトウが含まれていないことをご確認いただいた上で搬入申込を行ってください。

なお、搬入申込後に新たにナガエツルノゲイトウ発生地域と認定された場合、その土砂の受け入れはできませんので、予めご了承ください。

発生地域やナガエツルノゲイトウの詳細については別紙をご参照ください。